

佐藤議員の「犯罪被害者支援について」のうち「各自治体の支援状況について」のご質問からお答えいたします。

犯罪被害者支援につきましては、「犯罪被害者等基本法」に基づき、国との適切な役割分担を踏まえて地方公共団体の状況に応じた施策を策定するものであり、北海道内では、10月時点で56団体が条例を制定しております。

次に「具体的な支援内容について」であります。条例を制定している自治体のうち、多くは被害者遺族等に見舞金を支給する経済的支援を行っております。

次に「警察との連携について」であります。伊達警察署が開催する関連会議等にも参加しており、警察との連携は取れているものと認識しております。

次に「本市における犯罪被害者支援について」であります。現在、条例の制定に向けて、伊達警察署と協議を進めているところであり、引き続き、本市の状況に沿った支援内容について検討して参ります。